

「とくしま希望大使」（認知症本人大使）募集要領

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の人本人が思いを発信する「とくしま希望大使」（以下「希望大使」という。）を設置し、認知症への関心と理解を深めるための普及啓発を図る。

2 任期

委嘱日から2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

3 活動内容

希望大使の希望や体調に合わせ、以下の活動を行うものとする。

- (1) 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
県が開催する講演会の講師やパネリスト、普及啓発キャンペーンへの参加など
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
認知症サポーター養成講座の受講者の認知症への理解を深めることを目的に、当該講座において、自身の体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語る
- (3) その他都道府県知事が必要と認めた活動
ピアサポート活動やチームオレンジへの協力、県内各市町村への派遣・事業協力、「認知症の人と家族の会」や「認知症本人ワーキンググループ」等の関係団体への協力等

4 応募要件

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発に意欲があり、県等と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町村・略歴・顔写真を原則として公表できること（公表できない特別な理由がある場合はその限りではない。）

5 謝礼

- (1) 県が主催する活動については、原則として県が定める基準による。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準による。

6 応募方法

- (1) 応募用紙を電子メールまたは郵送により下記提出先あてお送りください。
- (2) 自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は必ずご本人の同意を得てください。

7 決定方法

応募用紙を審査のうえ、面談後決定します。
(面談の日時は適宜調整させていただきます。)

8 募集期間

令和7年8月1日(金)～令和7年9月8日(月)

9 公表

結果についてはご本人及び推薦者あてに通知します。また、任命については、県ホームページ等により公表します。

10 問い合わせ先・提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1

徳島県保健福祉部長寿いきがい課生涯健康担当

TEL : 088-621-2202

FAX : 088-621-2840

E-mail : choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp